
◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日9月9日は休会の日ですが議事の都合により特に定例会9月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から8月28日及び9月5日に開催した議会運営委員会での本会議の運営に関する協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

[議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇]

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので8月28日及び9月5日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成26年白老町議会定例会は9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にもかかわらず議事の都合により9月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は平成26年定例会9月会議の運営の件であります。まず9月5日に議案説明会を開催し9月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会9月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして平成26年度各会計の補正予算3件、条例の制定3件、条例の一部改正3件、組合規約の変更1件、過疎地域自立促進計画1件、平成25年度各会計決算認定3件、平成25年度決算に関する附属書類の報告3件、財政健全化判断比率等の報告2件及び教育委員会委員の選任同意1件の合わせて議案20件であります。

また議会関係としては発議2件、陳情1件、議員の派遣承認、意見書案、委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取り扱いの協議結果は会議規則第31条の規定に基づき一括して議題とする事件は議案第4号から第6号の子ども子育て支援法の公布に伴う条例の制定3議案、認定1号から第3号まで及び報告第1号から第3号までの平成25年度各会計の決算認定に関連する議案6議案合わせて一括議題2件であります。

次に平成25年度各会計の決算認定に係る関係議案6議案は議会運営基準の規定により議長及び監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設定し、9月16日、17日、18日の3日間休会中における審査と

することと決定いたしました。

次に一般質問は既に8月28日午前10時に通告を締め切っており議員9人から15項目の質問の通告を受けております。このことから一般質問については本日から11日までの3日間で行う予定としております。

次に発議第2号は議決事件を追加する白老町議会会議条例の一部改正であります。地方自治法第109条第6項及び会議規則第8条第3項の規定に基づき議会運営委員長名で提出いたします。

また発議3号は議員提案によるもので議員定数を15人から13人に削減する白老町議会会議条例の一部改正であります。会議規則第33条の規定に基づき議会運営委員会へ付託することといたしました。

陳情第1号は議会議員定数の削減に関する陳情書であります。会議規則第76条の規定に基づき議会運営委員会へ付託することといたしました。

意見書案についてであります。意見書案第8号は意見書提出要請のあった北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟協議会に本議会議員会が加盟していることから前例により質疑・討論を省略することといたしました。

以上のことから本9月会議の会期については決算審査特別委員会の審査期間を考慮して本日から9月22日までの14日間としたところであります。

以上議会運営委員長の報告といたします

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎ 諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会9月会議の再開は議案等の審議の関係上おおむね14日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき定例会6月会議において議員派遣の議決をした以降現在までの議会に関するもの、または町及び各団体からの出席要請があったもののうち議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果についてはお手元に配付のとおりであります。